

安全衛生に関する優良企業を評価・公表する 仕組みに関する検討会報告書

平成 26 年 12 月

安全衛生に関する優良企業を評価・公表する仕組みに関する検討会

目次

第1 はじめに

1. 経緯
2. 検討会参集者名簿
3. 検討会開催状況

第2 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の仕組みのあり方

1. 安全衛生優良企業の位置付け
2. 安全衛生優良企業の評価項目、評価基準
3. 評価の手順
4. 認定の有効期間と取消基準
5. 安全衛生優良企業の積極的な公表
6. その他

別添1 安全衛生優良企業評価項目及び認定基準

別添2 安全衛生優良企業公表制度イメージ

別添3 安全衛生優良企業認定取消基準

別添4 安全衛生優良企業認定申請時誓約書のイメージ

別添5 安全衛生優良企業を表す標章（優良マーク）、呼称及びキャッチフレーズ

第1 はじめに

1. 経緯

企業が積極的に労働安全衛生対策を進める環境を整備するためには、経営層を含めた意識改革が重要である。そのため、平成25年度から開始された第12次労働災害防止計画において、「労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表」として、「良い評価を得た企業は積極的にホームページで公表することを推進し、求職者が労働環境の良い企業を容易に把握できるようにする。」とされており、また平成25年度に開催された労働政策審議会安全衛生分科会においても、本制度の創設・運用について検討が行われ、建議「今後の労働安全衛生対策について（報告）」において、「企業の安全衛生水準を国が客観的に評価し、高い評価を得た企業を公表する仕組みを導入することが適当である。仕組みを導入するに当たっては、国は評価方法について専門家の意見を十分に聴く」こととされた。

このため、本仕組みの創設にあたって、評価指標の策定や具体的な運用方法などについて、専門家や労使代表の意見をもとに十分な検討を行い、企業の積極的な参加を喚起する仕組みづくりを行うため、厚生労働省において外部の有識者の参集を求め、「安全衛生に関する優良企業を評価・公表する仕組みに関する検討会」（座長 高 巖（麗澤大学大学院経済研究科教授））を4回にわたり開催し、評価手法（評価範囲、評価項目、評価方法など）、標章（優良マーク）について（優良企業に付与する標章のデザインなど）及び企業に対するインセンティブについて検討を行い、その結果を取りまとめた。

2. 検討会参集者名簿

（五十音順：敬称略）

伊藤 彰久（日本労働組合総連合会労働法制対策局長）

太田 忠文（日本通運株式会社業務部専任部長）

栗林 正巳（日産自動車株式会社人事本部安全健康管理室シニアスタッフ）

幸保 英樹（全国基礎工業協同組合連合会専務理事・事務局長）

白崎 彰久（中央労働災害防止協会マネジメントシステム審査センター所長）

○高 巖（麗澤大学大学院経済研究科教授）

高野 研一（慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授）

田代 幸三（株式会社中村塗装店総務部安全環境課長）

豊澤 康男（独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事）

古井 祐司（東京大学政策ビジョン研究センター健康経営研究ユニット特任助教）

吉村 健吾（日本基幹産業労働組合連合会中央執行委員）

○印は座長

3. 検討会開催状況

第1回検討会：平成26年7月2日（水）

○既存の企業を評価する制度に関する共有

○評価手法についての検討1

第2回検討会：平成26年8月5日（火）

○評価手法についての検討2

第3回検討会：平成26年9月10日（水）

○評価手法についての検討3

○標章についての検討

○企業に対するインセンティブについての検討

第4回検討会：平成26年10月24日（金）

○評価手法についての検討まとめ

○標章についての検討まとめ

○企業に対するインセンティブについての検討まとめ

○報告書（案）の検討

第2 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の仕組みのあり方

1. 安全衛生優良企業の位置付け

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業であり、本仕組みにおいては、企業の各事業場の取組を含め、企業全体として評価を行うこととする。

2. 安全衛生優良企業の評価項目、評価基準

安全衛生優良企業の評価項目及び評価基準は、別添1のとおりとする。

評価項目について、項目ごとに適合している取組の例示を記載しているが、企業がこの評価項目について自己診断を行う際には、この例示がわかりやすい判断材料になるので、国が把握した各企業の好事例の取組を参考に、今後その内容を充実させ、順次、公開することが望まれる。加えて、安全衛生優良企業認定申請時に、申請企業の好事例を収集し、当該事例も公開していくことが適当である。

各評価項目については、〇×方式で判定することとし、要件を満たすことが必須である「必要項目」と、企業の積極的な取組を評価する「評価項目」に区別して設定した。また、各項目について優良な「取組」を評価する部分と「実績」を評価する部分に区分し、全体としては、企業の積極的、前向きな「取組」に重点を置いて評価することとした。

また、安全衛生優良企業の評価項目及び評価基準については、現時点での安全衛生を取り巻く行政ニーズや社会的なニーズを踏まえ設定したが、今後の行政の重点施策の動向を踏まえ、必要に応じ、見直しを検討することが望まれる。

なお、国が定める既存の安全衛生に関する指針等に基づく、第三者の立場として労働災害防止団体等が運営する評価制度や認証制度を活用することが効果的であり、例えば、中央労働災害防止協会や建設業労働災害防止協会の労働安全衛生マネジメントシステムに係る評価基準項目のうち安全衛生優良企業の評価項目と重複するものについては、当該評価項目を満たすものとして取り扱うことが適当である。

3. 評価の手順

安全衛生優良企業の評価の手順は、別添2のイメージとすることが適当である。

なお、企業の自己診断による評価の結果を確認・担保するため、行政機関への優良企業の認定申請においては、各項目について確認できる関係資料を求めるほか、提出された資料のみならず、行政の保有する各種情報をも活用しながら審査を行うとともに、必要に応じ実地の調査を実施するなど、公正かつ適切な審査を行う必要がある。

4. 認定の有効期間と取消基準

安全衛生優良企業の認定の有効期間は3年とすることが適当である。

安全衛生優良企業の認定の取消基準は、別添3とすることが適当である。なお、取消の手続を確実にするため、認定申請時に別添4を参考に誓約書の提出を求めることとし、本制度の信頼性の維持、確保を図ることとする。

5. 安全衛生優良企業の積極的な公表

(1) 標章（優良マーク）について（優良企業に付与するシンボルマークなど）

安全衛生優良企業を表す標章（優良マーク）、呼称及びキャッチフレーズを定めることとし、その選定は一般公募によることとした。一般公募の結果、多数の応募（優良マーク 102件、呼称223件、キャッチフレーズ380件）があり、本検討会において、別添5のとおり選定した。なお、不正利用防止の観点から、標章（優良マーク）を使用するに当たっては、認定の有効期間を明示することが適当である。

標章（優良マーク）については、その使用範囲について特に制限を設けず、認定を受けた企業において、次に例示されるような用途など広く使用できるものとする。

- ・ 商品又は役務
- ・ 商品、役務又は一般事業主の広告

- ・商品又は役務の取引に用いる書類又は通信
- ・一般事業主の営業所、事務所その他事業場における掲示
- ・インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報
- ・労働者の募集の用に供する広告又は文書

(2) 企業に対するインセンティブについて

本制度の促進に寄与するため、認定を受けようとする企業に対して「健康・安全・働きやすい優良企業であることを有効に求職者や一般の者に対してPRできる」、「優良マークを広報、商品に使用し、取引先に対してPRできる」などのインセンティブが働くようにすることが重要である。

そのため、国においては、次の取組を行うことが適当である。

- ・安全衛生優良企業公表制度をPRし、優良企業の認知度を高める
- ・厚生労働省ホームページに優良企業名を掲載する
- ・ハローワークにおける求人活動にて求職者にアピール
- ・厚生労働省において一般競争入札総合評価落札方式により入札を行うとき、加点事由として評価項目に盛り込む
- ・地方自治体や民間等に対して、調達における優良企業の優遇の要請

6. その他

本制度は、制度運用から3年目（認定の有効期間）を目処に行政施策の重点事項や本制度の申請状況を踏まえ、必要に応じ見直しを検討することが適当である。なお、安全衛生を取り巻く行政ニーズ等に鑑み、特に必要があれば、その都度検討することが適当である。

別添 1 安全衛生優良企業評価項目及び認定基準

○対象となる企業の範囲

※すべての業種の企業

※認定の単位は企業単位とする。ここで企業とは、会社法等に定められる法人、協同組合、個人商店等をいう。

※従業員とは、当該企業の事業場で雇用されているすべての労働者をいう。

第 1 企業の状況として満たしていることが必要な項目（必要項目）

1 労働安全衛生法等の違反の状況 ※状況を確認するもの

項 目	○×
① 過去 3 年以内に労働関係法令の違反で送検されていないこと	
② 過去 3 年以内に労働関係法令に重大な違反が認められたことにより、行政機関により企業名が公表されていないこと (例) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく勧告がなされ従わなかったことによる事業場名の公表 (例) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく勧告がなされ従わなかったことによる事業場名の公表 (例) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づく勧告がなされ従わなかったことによる事業場名の公表 (例) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づく勧告がなされ従わなかったことによる事業場名の公表	
③ 労働安全衛生法第 98 条に基づき、労働基準監督署長等から機械・設備の使用停止命令、作業の停止命令を受けたものがある場合には、現在、その改善措置を講じていること、又は命令が解除されていること	
④ 現在、労働安全衛生法令の重大な違反についての是正指導を受けたものについて、改善がなされていない事実がないこと	

2 労働災害発生状況（派遣労働者を含む） ※状況を確認するもの

項 目	○×
① 過去 3 年以内に法令違反による死亡災害又は障害等級 7 級以上に相当する重篤な労働災害を 2 件以上発生させていないこと	
② 過去 3 年間のすべての年において、企業の同一業種の事業場（厚生労働省の公表する労働災害動向調査において度数率が公表されている業種の事業場に限る）ごとに休業 1 日以上労働災害の発生率が、同業種の平均発生率（度数率）を下回っていること ※特定元方事業者の事業場においては、一の仕事の現場、構内で発生した労働災害全体（下請も含む）で換算すること。	
③ （有機溶剤業務等特殊健康診断の必要な業務がある場合）過去 3 年間のすべての年において、特殊健康診断の有所見率が全国平均を下回っていること ※「特殊健康診断」とは、有機溶剤、特定化学物質、鉛、四アルキル鉛、電離放射線、高気圧業務があること。	

④ (有機溶剤業務等作業環境測定に必要な業務がある場合) 過去3年間、作業環境測定を単位作業場所ごとに実施していること。また、その結果、第3管理区分と評価された単位作業場所がないこと、又は、あった場合には、当該単位作業場所の翌回の測定において第3管理区分以外に改善されていること ※ここでの作業環境測定とは、有機溶剤、特定化学物質、鉛、粉じん、電離放射線の測定が該当すること。	
---	--

3 その他優良企業として満たしていることが必要な状況 ※状況を確認するもの

項 目	○×
① 過去3年間の企業活動において、「安全衛生に関する優良企業」としてふさわしくない問題を生じさせていないこと ※この項目は、次の例示の事項を参考に、社会的に影響がある同種の悪質又は不適切な事案を生じさせたとして、国から公表等されたことがないかを確認する。 (例) 法令（労働関係法令を除く。）に違反する行為により国から告発、送検された (例) 事業者には遵守が義務づけられている法令（労働関係法令を除く。）に重大な違反が認められ企業名が公表された (例) 取扱商品、提供するサービスなどが原因で健康被害（死亡者や後遺症が残るような重度の健康障害）を発生させたことが明らかになり、社会的影響が大きいと認められるもの (例) 現に労働安全衛生法第78条による安全衛生改善計画の作成指示を受けている事業場があること (例) 現に構内下請事業者が混在する事業場において、労働災害が多発するなどにより、労働局又は労働基準監督署から元方事業者の取り組みとして計画を策定し取り組むよう指導がなされていること (例) 長時間労働抑制や過重労働対策の取組に問題があり、労働局又は労働基準監督署から企業全体としての改善に取り組むよう指導がなされていること	
② 過去2年間に「安全衛生優良企業認定取消基準」の2の(2)に該当することが確認され、認定が取り消されたことがないこと ※認定を受けたことのある企業が対象	
③ 過去3年間に安全衛生優良企業の優良マーク、呼称等の不正使用がないこと ※認定を受けたことのある企業が対象	

第2 企業の取組として満たしていることが必要な項目（必要項目）

1 安全衛生の実施体制の取組 ※取組を確認するもの

項 目	○×
① 各事業場（10人以上の事業場）に従業員の健康や安全を担当する組織があるか、又は担当者を置いているか、また、企業本社には、全社的な健康や安全を担当する組織又は担当者を置いているか (例) 安全管理者及び衛生管理者、又は安全衛生推進者の選任 (例) 本社においては安全衛生課の設置 (例) 本社人事労務部に安全衛生担当の職務分担あり	
② ①の従業員の健康や安全を担当する組織又は担当者は、労働災害の発生状況や各種の安全衛生に関する計画の実施状況を継続的に把握し、問題点があった場合には、事業場内（企業内）で情報を共有した上で、必要な対策を検討するようになっているか (例) 安全衛生委員会での各種計画の進捗を報告し、担当部署が策定した見直し案を審議している	
③ 各事業場に健康や安全に関する責任者を任命しているか (例) ○○部長（安全衛生の責任者としての職務分担あり） (例) 総括安全衛生管理者の選任	

2 安全衛生全般の取組 ※取組を確認するもの

項 目	○×
① 企業のトップが従業員の健康や安全の確保を重視する方針を明文化しているか (例) 「安全・健康宣言」として明文化したものを、企業トップの職名により策定している (例) 経営会議、役員会議、労使協議会等の場を活用し、企業全体の合意形成を行った上で作成した	
② ①の明文化した従業員の健康や安全の確保を重視する方針を従業員に周知、共有しているか (例) 従業員がいつでも閲覧できる社内掲示板に掲載 (例) 方針を全従業員にメール配信	
③ 全社的な従業員の健康や安全の取組についての計画策定や見直しの際に従業員（従業員の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには、労働者の過半数を代表する者）の意見を反映させているか (例) 計画策定や見直し時に労使協議会で議題にしている (例) 労働組合の代表者が参加する中央安全衛生委員会で各種計画の策定、見直し案の調査審議	
④ 企業のトップ（幹部）に次の項目について報告しているか (例) 安全衛生担当部署が企業の担当役員宛てに報告書を作成、提出している (例) 本社の中央安全衛生委員会で報告を行っている	
ア 企業全体の労働災害の発生状況（労働災害が発生している場合）	
イ 発生した労働災害の再発防止対策（労働災害が発生している場合）	
ウ 各種安全衛生に関する計画の進捗状況	
エ 企業全体の労働時間の状況 ※企業全体の職場ごとの時間外労働の状況など、統計的なものなど	
オ 企業全体の従業員の健康状況 ※企業全体の健康診断結果に基づく有所見の状況など、統計的なものなど	

⑤ 次の項目について、従業員が容易に状況を知ることができるようになっているか (例) 企業内の災害発生状況、再発防止対策、安全衛生の取組状況をとりまとめた年間レポートを誰でも閲覧できる社内のWEB掲示板に掲示している。	
ア 企業内の労働災害の発生状況（労働災害が発生している場合）	
イ 発生した労働災害の再発防止対策（労働災害が発生している場合）	
ウ 各種安全衛生に関する計画の内容及び進捗状況	
また、次の事項については、従業員ごとに、情報を通知しているか	
エ 従業員ごとの労働時間の状況 ※適正に把握された労働時間	
オ 従業員ごとの健康診断の結果	
⑥ 安全衛生教育に関する実施計画を策定し、実施しているか（労働安全衛生法に定める雇入れ時教育や特別教育も含む） (例) 安全衛生教育の種類ごとに、教育対象、実施時間などを定めた年間計画を策定し、進捗管理を行っている (例) 全社的な実施計画を策定し、本社で一括して実施、進行管理している。 (例) 各事業場ごとに実施計画を策定し、実施状況を本社に報告している。	
⑦ 厚生労働省のあんぜんプロジェクトに参加するなど、自社の安全衛生の取組の見える化（外部に公開）を行っているか (例) CSR 報告書に企業の安全衛生活動の状況について記載している (例) 企業のHPに安全衛生活動の状況について公開している (例) あんぜんプロジェクトに参加している（労働災害発生率の状況を含め、安全情報を公開）	

第3 企業の積極的な取組を評価する項目（評価項目）

1. 安全衛生活動を推進するための取組状況 ※取組を評価するもの（5点）

項 目	○×	評価点
① 主要な事業場ごとに安全衛生に関して従業員が主体となつて行う取組を支援しているか (例) 従業員による活動が進みやすいよう助言したり、事業場の場所・資源を提供する (例) 職場単位での小集団による安全衛生活動に参加しやすいように支援している (例) 「健康保険委員」が研修会に参加し、従業員が利用できる保健事業や健康保険に関する情報収集をできるよう支援する (例) 万歩計を配布し、社内で積極的に取り組む者を表彰するなど、健康づくりのための取組を支援する		1.5点
② 従業員の健康や安全に関する計画策定や見直しにあたり、本社及びすべての関連事業場において、広く従業員の意見を求め、その意見を反映できる仕組みを設けているか ※第2の2の③の必要項目と異なり、代表者の意見のみならず、さらに広く意見を聴取している取組		1.5点
③ 各事業場の安全衛生組織・担当者の活動が効果的に機能できるよう、継続的に本社からの支援が実施されているか (例) 複数の事業場を統括する安全衛生部門・スタッフなどにより、新規の安全衛生担当者の活動の支援を行っている		1点
④ 国、地方自治体又は労働災害防止団体による安全衛生に関する優良とされる表彰（過去3年以内のものに限る）や認証（有効期間内のものに限る）を取得しているか ※企業の複数の事業場で認証等を取得している場合は1点とする		各0.5点 上限1点

2. 健康で働きやすい職場環境の整備

2-1. 健康管理の取組状況

2-1-1. 健康管理の取組 ※取組を評価するもの（10点）

項 目	○×	評価点
① 企業全体としての従業員の健康の保持・増進に関する計画（年間スケジュール表を含む）を策定し、着実に実施しているか (例) 経営会議、役員会議、労使協議会等の場を活用し、企業全体の合意形成を行った上で計画を策定し、実施している (例) 本社の中央安全衛生委員会で審議した上で計画を策定し、実施している (例) 健康保持増進計画を策定し、健康保持増進措置を実施するスタッフの任命及び研修を行っている (例) 企業の「健康宣言」を策定、公表し、同宣言に基づく実施事項を実施している		2点
② ①の健康の保持・増進に関する計画を従業員と共有しているか (例) 全従業員にメール配信 (例) いつでも閲覧できるよう社内掲示板に掲載		2点
③ 計画の進捗や企業全体の健康の保持・増進に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく次期計画への反映が実施されているか (例) 健康の保持・増進活動の進捗や成果、課題を共有し、必要となる対策を検討する会議を継続的に開催している		1点

④ 健康測定の結果を踏まえた健康教育や健康相談などの健康保持増進措置を全社的に行っているか (例) 事業場ごとに産業医が参画する健康保持増進専門委員会を設置し、個々の従業員に対する健康保持増進措置に関して専門技術的立場から検討を行っている		1 点
⑤ 従業員の健康保持増進の取り組みに関して、医療保険者（健保組合など）の保健事業との連携が図られているか (例) 事業者から医療保険者に提供された定期健康診断の結果に基づき、医療保険者が作成した集団データの特徴を踏まえて、事業者が医療保険者と共同で社員向けの健康づくりイベントを開催している		1 点
⑥ 従業員の保健指導の実施等の医療保険者が行う保健事業について、従業員が参加しやすいよう協力を行っているか (例) 協会けんぽ・健保組合が提供するツールを従業員に周知、参加勧奨して、従業員はいつでも自身の健診結果や生活習慣病予防の情報を閲覧できるようにしている		1 点
⑦ 疾病を有する従業員が、治療しながら仕事を続けられるように社内の仕組みを構築し、対象従業員への支援を行っているか (例) 時間単位の有給休暇制度や短時間勤務制度の導入など、柔軟な雇用管理の仕組みづくりを進めている (例) 職場の人事担当者、上司、産業保健スタッフ、本人など関係する者で打合せを行い、必要な配慮がなされる仕組みに基づき進めている		2 点

2-1-2. 健康管理の状況 ※実績を評価するもの (2 点)

項目	○×	評価点
① 過去3年間の各年で定期健康診断の有所見率が前年より改善しているか		2 点

2-2. メンタルヘルス対策の取組状況 ※取組を評価するもの (10 点)

項 目	○×	評価点
① 企業全体としてのメンタルヘルス対策を推進するための計画を策定し、実施しているか (例) 従業員の意見を聴きつつ、企業の実態に則した取組をまとめた心の健康づくり計画を策定し、実施している (例) 経営会議、役員会議、労使協議会等の場を活用し、企業全体の合意形成を行った上で策定し、実施している (例) 本社の中央安全衛生委員会で審議した上で策定し、実施している		2 点
② メンタルヘルス対策を推進するための計画を従業員と共有しているか (例) いつでも閲覧できるよう社内掲示板に掲載 (例) 全従業員にメール配信		2 点
③ 計画の進捗や企業全体のメンタルヘルス対策に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく次期計画への反映が実施されているか (例) メンタルヘルス対策の進捗や成果、課題を共有し、必要となる対策を検討する会議を継続的に開催している		1 点
④ 従業員に対しストレスチェックを実施し、その結果に基づき自社の傾向の把握や職場改善を行っているか (例) ストレスチェックの結果を一定の規模以上の部署ごとに集計・分析し、職場改善方策について衛生委員会で審議した上で実施している		1 点

⑤ 従業員が利用可能なメンタルヘルスの相談窓口を設け、従業員に周知するなどの活用の促進を図っているか（又は利用可能な外部の相談窓口を従業員に案内しているか） (例) 企業で契約している病院又は都道府県産業保健総合支援センターなどの連絡先を従業員に定期的にメール配信するほか、社内掲示板に常時掲載している		1 点
⑥ 管理者も含む従業員に対し、メンタルヘルスに関する情報提供、教育研修を行っているか (例) 一般社員向けに、セルフケアのための研修を定期的実施するとともに、管理職向けに職場における部下からの相談対応などのロールプレイ形式の研修を実施している		1 点
⑦ メンタルヘルス不調者に関する対応について、社内での対応方針を定めて運用しているか (例) 管理者が産業医や（産業医の紹介による）専門医と連携し、対応することとしている (例) 事業場内メンタルヘルス推進担当者が、従業員と産業医との面談等につなげるほか、必要な場合に従業員が産業医から専門医の紹介を得られるように、産業医や専門医と連携して対応することとしている		1 点
⑧ メンタルヘルス不調により休職した従業員に対する職場復帰を支援するためのルールを策定しているか (例) 産業医等の助言を受け、個々の事業場の実態に即した形で、事業場職場復帰支援プログラムを策定している		1 点

2-3. 過重労働防止対策の取組状況

2-3-1. 過重労働防止対策の取組 ※取組を評価するもの (10 点)

項 目	○×	評価点
① 過重労働防止対策として、企業全体の労働の負荷を軽減するための計画（具体的な取組の方針など明文化されたものを含む）を策定し、実施しているか (例) 全社的な時間外労働削減に向けた取組のためのルールとして、労働時間等設定改善委員会を設け、労働時間等の設定の改善に係る措置に関する計画を定め、実施している (例) 過重労働対策推進計画を策定し、職場の管理者、衛生管理者、人事労務担当者、産業医等の保健スタッフによる体制のもとで行う (例) 経営会議、役員会議、労使協議会等の場を活用し、企業全体の合意形成を行った上で計画を作成し実施している (例) 本社の中央安全衛生委員会にて審議した上で作成し実施している		2 点
② 過重労働防止対策の計画を従業員と共有しているか (例) いつでも閲覧できるよう社内掲示板に掲載 (例) 全従業員にメール配信		2 点
③ 計画の進捗や企業全体の過重労働対策に係る状況の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく次期計画への反映が実施されているか (例) 過重労働防止対策の進捗や成果、課題を共有し、必要となる対策を検討する会議を継続的に開催している		1 点

④ 従業員の労働時間をタイムカード等により適正に把握した上で、所定労働時間を超えて労働させた時間について、該当する従業員の管理者にその情報を提供し、社内基準に抵触する場合には、改善の取組を促しているか (例) 管理者に各従業員の毎月（過去 6 ヶ月の月別）の勤務時間を通知し、一定基準以上の勤務時間の従業員について業務負担軽減方策を検討させている		1 点
⑤ 1ヶ月あたりの時間外労働が 80 時間を超える従業員に対し、医師による面接指導を従業員が受けやすいよう取り組み・工夫を実施しているか (例) 該当する従業員に面接指導の案内通知する (例) 管理者が該当従業員に申出を行うよう直接勧奨している (例) 毎月、全従業員に面接指導の申出を促す電子メールを発信している		2 点
⑥ 全社的な年次有給休暇の取得促進のための具体的なルールを設け、実施しているか (例) 計画的付与制度を導入している (例) 年 2 回特別連続休暇を取ることを推奨し、呼びかけをしている		2 点

2-3-2. 過重労働防止対策の状況 ※実績を評価するもの (3 点)

項 目	○×	評価点
① 過去 3 年間のすべての年において年次有給休暇の取得率が 70%以上であるか		1.5 点
② 過去 3 年間のすべての年において 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた時間（いわゆる残業時間）が 2 ヶ月以上連続して月 80 時間を超えた従業員がいない状況であるか		1.5 点

2-4. 受動喫煙防止対策の取組状況 ※実績を評価するもの (2 点)

項 目	○×	評価点
① 企業のすべての屋内の職場において、受動喫煙防止対策（全面禁煙又は空間分煙（※））を実施しているか (※) 換気設備を有する喫煙室以外の屋内の職場を禁煙としていること		2 点

3. 安全でリスクの少ない職場環境の整備

3-1. 安全でリスクの少ない職場環境の整備の取組状況

3-1-1. 安全でリスクの少ない職場環境の整備の取組（リスクアセスメントの実施状況等）

※取組を評価するもの (10 点)

（製造業、建設業、運輸業など危険有害業務のある業種に限る）（注）

項 目	○×	評価点
① 安全活動のための計画（全社的又は事業場ごと）を策定し、着実に実施しているか (例) 経営会議、役員会議、労使協議会等の場を活用し、企業全体の合意形成を行った上で作成する (例) 本社の中央安全衛生委員会にて審議した上で作成し、継続的に実施状況を確認している		1.5 点
② 安全活動のための計画を従業員と共有しているか (例) いつでも閲覧できるよう工場のよく見える場所に掲示 (例) 方針を全従業員にメール配信		1.5 点

③ 全社的に4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を継続的に実施するための具体的な方法を定め、実施体制を整えており、着実に実施されているか		0.5 点
④ ヒヤリ・ハット活動を継続的に実施するための具体的な方法を定め、実施体制を整えており、着実に実施されているか		0.5 点
⑤ 危険予知（KY）活動を継続的に実施できる体制が整っており、実施しているか		0.5 点
⑥ 全社的に過去の労働災害の事例の分析を継続的に実施できる体制が整っており、当該分析結果の関係者への共有、分析結果に基づく再発防止対策が実施されているか		1 点
⑦ リスクアセスメントの実施のための社内ルール（実施時期、実施体制、実施責任者、実施手順、実施後の対応方法等）を定めているか (例) リスクアセスメントを含めた労働安全衛生マネジメントシステム (OSHMS) 導入・展開について推進計画を策定し、OSHMS の構築・整備を行っている。		0.5 点
⑧ 社内ルールに基づいてリスクアセスメントが実施され、その結果が適切に記録されているか (例) 実施状況について、本社の担当部署が継続的に監査を行っている。		0.5 点
⑨ リスクアセスメントの実施結果に基づき、必要な改善措置を講じる手順が定められているか		0.5 点
⑩ リスクアセスメントの実施結果、講じた改善措置については、関係する従業員に情報提供しているか (例) リスクアセスメントの実施結果等について、安全衛生委員会で調査審議し、その結果を周知している (例) リスクアセスメントの実施結果等について、関係する従業員も含めた報告会を行っている		0.5 点
⑪ 安全活動（③から⑩までの活動を含む）の実施において、現場の従業員や労働組合など広く従業員の意見を求め、その意見を反映できる仕組みを設けているか		1 点
⑫ 構内下請事業場がある事業場（建設業であれば現場の関係下請事業者）においては、上記③から⑩の事項について、関係請負人と一体的に取り組み、指導支援を行っているか		1 点
⑬ 事業場で想定される労働災害、事故時の緊急時対応が手順化され、関係者への教育訓練がなされているか		0.5 点

3-1-2. 安全でリスクの少ない職場環境の整備の状況（リスクアセスメントの実施状況等）

※実績を評価するもの （3点）

項 目	○×	評価点
① 過去3年間のすべての年において企業の製造業等の業種の事業場の休業1日以上労働災害の発生率が、同一業種の平均発生率（度数率）に比べ1/2未満であるか		2 点
② 過去3年以内に、死亡災害又は障害等級7級以上に相当する労働災害、安衛則第96条に規定する事故（爆発事故、移動式クレーンの転倒事故など）、電離則第42条（放射性物質が多量に漏れる等の事故）に規定する事故を発生させていないか		1 点

安全衛生に関する優良企業の評価基準

1 第1、第2の必要項目

すべての項目で○印であること。

2 第3の評価項目

(1) 項目別基準

各取組・対策別の項目については、下表のとおり、それぞれ6割以上を満たすことを基準とする。

(2) 総合点基準

全ての評価項目の合計点の8割以上を満たすことを基準とする。

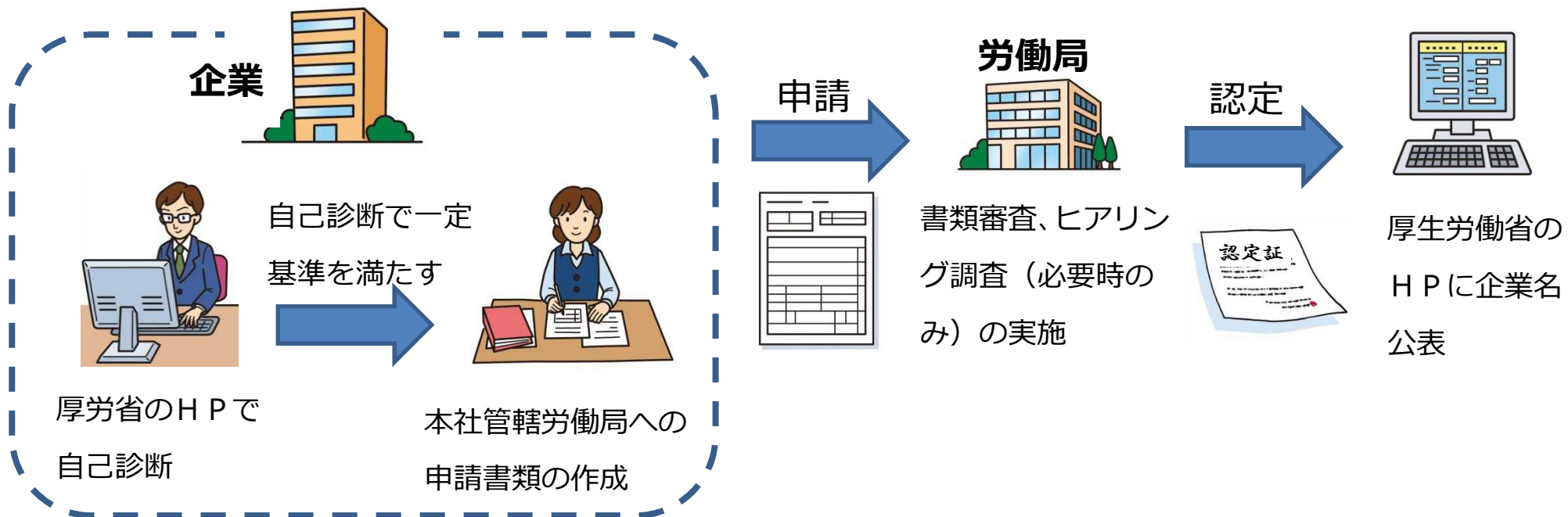
		取組評価点	実績評価点	合計
１．安全衛生活動を推進するための取組状況		５ 点	－	５ 点 (項目別基準：設けない)
２－１．健康管理の取組状況		１０ 点	２ 点	１２ 点 (項目別基準：８ 点)
２－２．メンタルヘルス対策への取組状況		１０ 点	－	１０ 点 (項目別基準：６ 点)
２－３．過重労働防止対策の取組状況		１０ 点	３ 点	１３ 点 (項目別基準：８ 点)
２－４．受動喫煙防止対策の実施状況		－	２ 点	２ 点 (項目別基準：設けない)
３－１．安全でリスクの少ない職場環境の整備の取組状況 (製造業等※)		１０ 点	３ 点	１３ 点 (項目別基準：８ 点)
合計	製造業等※	４５ 点	１０ 点	５５ 点 (総合点基準：４４ 点)
	製造業等以外※	３５ 点	７ 点	４２ 点 (総合点基準：３４ 点)

(注) 製造業等とは「労働安全衛生施行令第2条第1号および同条第2号に掲げる業種(林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業)」を示す。

(参考事項)

- 健康・働きやすさ関係 37 点、安全関係 13 点(製造業等以外は 0 点)、両方にまたがるもの (5 点)
- 取組に評価の重点を置くため、実績評価は各合計の 3 割未満の点数を設定
- 「1. 安全衛生活動を推進するための取組」、「2－4 受動喫煙防止対策の実施状況」は、項目数が少ないため項目別基準を設けない

別添 2 安全衛生優良企業公表制度イメージ



1 取消基準

ア 評価項目（必要項目）に掲げる事項を満たしていないことが確認された場合

イ 評価項目（評価項目）の合計が認定基準を満たさず、その改善が見込まれない場合

ウ 不正の手段により認定又はその更新を受けたことが確認された場合

（注）申請時に認定基準を満たすことを誓約するとともに、認定基準を満たさなくなったときや取消基準に該当するようになったときに認定を証するもの（以下この報告書では「認定証」という）を返納することの誓約書を添付させる。

2 取消手続き

（1）認定基準を満たさなくなったとして企業から認定証の返納があった場合は、認定を返上したのものとして、優良企業の名簿から外す。

→ この場合、認定基準を再度満たし、再申請がなされれば、受理し必要な手続きを行う。

（2）認定基準を満たさなくなったにもかかわらず認定証の返納がないなど、取消基準に該当することが確認された場合は、認定の取消しを通知した上で、認定証を返納させる。

→ この場合、取消後 2 年間は、再申請ができないこととする。

別添 4 安全衛生優良企業認定申請時誓約書のイメージ

本申請に関して、認定基準第 1 及び第 2 のすべての項目（必要項目）を満たしており、申請内容について虚偽がないことを誓約します。また、安全衛生優良企業公表制度の信頼を維持するため、下記に定めるルールに従います。

さらに、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、認定が取消されること、その旨が公表されることとなっても異議は申し立てません。また、取消等により、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

記

- 1 安全衛生優良企業シンボルマークは、別途定められている使用のルール（シンボルマークのデザインの変更不可、認定期間の明示等）に従って使用すること。
- 2 認定基準第 1 及び第 2 の項目（必要項目）を満たさない状況に至った場合は、速やかに申請先に報告することとし、認定証を返納すること。
- 3 認定基準への適合性については、定期的に企業内の状況を適切に把握すること。その結果、認定基準第 3（評価項目）について、本申請内容に変更があり、その変更内容から認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに認定証を返納すること。その他、所轄の都道府県労働局より指示があった場合はその指示に従うこと。
- 4 認定証を返納した場合、又は認定が取り消された場合に、安全衛生優良企業としての名称の使用、シンボルマークの使用を速やかに取りやめること。

平成 年 月 日

本社所在地
社名及び代表者名

印

別添 5 安全衛生優良企業を表す標章（優良マーク）、呼称及びキャッチフレーズ

	選定作品
シンボルマーク	 The symbol mark features a green circular emblem with a stylized 'W' shape at the bottom. Inside the circle is a smiling face with two green eyes and a small mouth. Above the circle is a green banner with the Japanese text '安全衛生優良企業' (Safety and Health Excellent Enterprise) written in white. A yellow flower-like graphic is positioned above the banner.
キャッチフレーズ	働く人の安全と健康こそ企業の業績
呼称	安全衛生優良企業